

児童手当制度の拡充を知っていますか？

(5月)

児童を養育している方に対して手当を支給し、家庭における生活の安定を図り、また、次代の社会を担う児童の健全な育成とその資質の向上を図ることを目的とした制度に「**児童手当制度**」というものがあります。

この制度はこれまで小学3年生(9歳到達後最初の年度末)までの児童を支給の対象とし、また、その児童を養育する方の所得に応じて制限が設けられていたのですが、今回、その児童手当の対象が拡充されるにことになりました。この制度の拡充はもちろんのこと、制度の存在を皆さんは知っていますか？

☆支給対象はどうなりましたか？☆

支給を対象とする年齢が、これまでは小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までだったものから、**小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)**までに引き上げられました。そしてまた、児童を養育する方の所得に対する制限が緩和されることになりました。

☆どのようにすれば支給されますか？☆

児童手当の支給を受けるためには、*児童を養育する方が各市区町村の窓口で認定請求の手続きを行う必要があります。手続きの際には認定請求書と各状況において必要な添付書類(健康保険被保険者証等の写し、所得証明書など)を提出することになります。なお、請求の手続きが完了し、支給が可能となった場合は、申請した翌月分から手当てが支給されることになります。

(※公務員の方は、勤務先での手続きとなります。)

改正に伴って今回新たに請求された場合は、平成18年9月30日までに受け付けたもの限り、特例として4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給がなされることとなります。

今回は児童手当に関する内容を紹介致しましたが、今回の改正の背景にはやはり少子化の進行が影響しているのではないのでしょうか？しかし、将来仮に少子化がおさまって児童が増えたからといって支給の内容を制限したのでは、本質的な児童福祉とは言えないのではないのでしょうか？児童が多くても少なくても、児童を養育する方一人ひとりの負担は決して変わらないのですから。

(この制度の詳細は[厚労省のHP](#)をご参照下さい。)